

名誉会員

法政大学地理学会会則第 29 条にもとづく名誉会員について細則を定める。

1 名誉会員の推薦および決定

常任委員会は次に定める条項にもとづいて、名誉会員の推薦を評議員会の審議を経て総会に提案し、決定する。

- 1) 法政大学の大学院，学部，通信教育部において，地理学専攻および地理学科の学生の教育・育成に大きく貢献した者
- 2) 法政大学地理学会の発展のために大きく貢献した者

2 名誉会員の資格は常任委員会において審議し，次の場合取り消すことができる。

名誉会員の資格を失った場合は，評議委員会および 総会にて報告する。1) 名誉会員を辞退した場合

2) 名誉会員が死亡した場合

3) 名誉会員が本会の名誉を著しく傷つけた場合

3 名誉会員は，会則第 3 条および第 13 条の諸事業に参加することができる。

4 名誉会員は会則第 12 条に定める会費を免除する。

5 名誉会員は，本会の役員に就くことはできない。

6 名誉会員は，審議・議決する会（総会，各種委員会）に参加できるが，議決に参加することはできない。

7 本細則は，1997 年 4 月 26 日から実施する。

以上